

学会会期中に開催する集会の会場費支援についての申し合せ

平成 28 年 11 月 20 日 制定

SGEPSS 総会・講演会、および、JpGU 大会中にその開催会場で行う「SGEPSS 会員による主に会員相互間の情報交換を目的とする下記の条件を満足する会議（分科会以外）」に関し、会場費が必要な場合はその費用を SGEPSS が援助する。

1. 会議の条件

援助の対象とする会議は、下記の条件をすべて満たすこと。

- a. SGEPSS の会員が主催であること
- b. 学会セッションのような研究成果発表を目的とした会議ではないこと
- c. 出席者が複数の研究機関・組織にわたること

2. 申請

会場費援助を希望する会議は、代表者が事前に所定の様式により申請を運営委員会に対して行い、承認を得る必要がある。

3. 報告

会場費の援助をうけた会議は、終了後 1 ヶ月以内に、所定の様式による報告書を運営委員会に提出すること。なお、報告書は運営委員会で保管し公開するものではない。